

高知県高等学校定時制課程修学奨励資金貸与条例をここに公布する。

○高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例

(昭和 49 年 10 月 18 日条例第 39 号)

改正 昭和 51 年 10 月 19 日条例第 27 号昭和 53 年 3 月 22 日条例第 11 号  
昭和 55 年 3 月 22 日条例第 7 号 昭和 57 年 7 月 13 日条例第 22 号  
昭和 62 年 3 月 18 日条例第 8 号 平成 3 年 3 月 20 日条例第 12 号  
平成 3 年 7 月 10 日条例第 28 号 平成 7 年 3 月 17 日条例第 22 号  
平成 9 年 3 月 25 日条例第 27 号 平成 10 年 3 月 30 日条例第 23 号  
平成 12 年 3 月 28 日条例第 60 号 平成 13 年 3 月 27 日条例第 32 号  
平成 16 年 3 月 30 日条例第 26 号 平成 19 年 10 月 16 日条例第 78 号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例

題名改正〔昭和 51 年条例 27 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、働きながら高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒に対し、修学奨励資金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にし、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

一部改正〔昭和 51 年条例 27 号〕

(修学奨励資金の貸与)

第 2 条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学奨励資金を貸与することができる。

- (1) 働きながら卒業を目的として県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 54 条第 3 項の規定による認可を受けた高等学校の通信制の課程に在学する生徒であって、県内に住所を有するものを含む。)であること。

[\[学校教育法第 54 条第 3 項\]](#)

一部改正〔平成 19 年条例 78 号〕

- (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であること。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)による学資の貸与又は国若しくは県からの修学資金等の貸与若しくは給付を受けていない者であること。

[\[独立行政法人日本学生支援機構法\]](#)

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める要件

[\[第 1 号\]](#) [\[第 2 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 19 年条例 78 号〕

2 教育委員会は、毎年度予算の範囲内で前項に規定する要件を備えている者のうちから選考のうえ、修学奨励資金を貸与する者を決定するものとする。

### [前項]

一部改正〔昭和 51 年条例 27 号・62 年 8 号・平成 12 年 60 号・16 年 26 号・19 年 78 号〕

(修学奨励資金の額等)

第 3 条 修学奨励資金として貸与する金額は、月額 14,000 円(私立高等学校定時制の課程に在学する生徒にあつては、29,000 円)とする。

2 修学奨励資金を貸与する期間は、貸与を受けた月数を通算して 4 年以内とする。

3 修学奨励資金は、無利子とする。

一部改正〔昭和 51 年条例 27 号・53 年 11 号・55 年 7 号・62 年 8 号・平成 3 年 12 号・7 年 22 号・9 年 27 号・10 年 23 号・12 年 60 号・13 年 32 号〕

(貸与の一時停止)

第 4 条 教育委員会は、修学奨励資金の貸与を受けている者(以下「被貸与者」という。)が休学又は長期にわたって欠席するときその他修学奨励資金を貸与することが不相当であると認めるときは、修学奨励資金の貸与を一時停止することができる。

2 定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。)の被貸与者が進級できなかったため同一の学年を重ねて履修することとなったとき又は通信制の課程若しくは単位制による課程である定時制の課程の被貸与者が修得した各年次における教科・科目の単位数が教育委員会が別に定める基準に達しないときは、前年度以前に貸与を受けた同一学年又は同一年次の同一期間に相当する期間については、修学奨励資金の貸与を一時停止する。

一部改正〔昭和 51 年条例 27 号・平成 3 年 28 号〕

(貸与の復活)

第 5 条 教育委員会は、前条の規定による修学奨励資金の貸与の一時停止の理由がなくなったときは、修学奨励資金の貸与を復活するものとする。

### [前条]

(貸与の取消し)

第 6 条 教育委員会は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨励資金の貸与を取り消すことができる。

(1) 第 2 条第 1 項の規定による要件を欠いたとき。

### [第 2 条第 1 項]

(2) 修学奨励資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) 卒業の見込みがないと認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、修学奨励資金を貸与することが不相当であると認めるとき。

[第 1 号] [第 2 号] [前号]

(返還)

第7条 被貸与者が前条の規定により修学奨励資金の貸与を取り消されたとき、又は修学奨励資金の貸与の期間が満了したときは、貸与を受けた修学奨励資金を教育委員会規則で定めるところにより返還しなければならない。次条の規定による修学奨励資金の返還の猶予を受けることができなくなつたときも、同様とする。

[前条] [次条]

(返還の猶予)

第8条 教育委員会は、被貸与者が修学奨励資金の貸与の期間が満了した後又は第6条の規定により修学奨励資金の貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより修学奨励資金の返還を猶予することができる。

[第6条]

- (1) 高等学校、高等専門学校又は大学に在学しているとき。
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 被貸与者(第6条の規定により修学奨励資金の貸与を取り消された者であつて、前条の規定による修学奨励資金の返還の猶予を受けることができなかつたものを除く。)が定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又は教育委員会がこれと同等の理由があると認めたときは、修学奨励資金の返還を免除する。

[第6条] [前条]

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより修学奨励資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

[前項]

- (1) 死亡し、又は心身障害の状態になつたとき。
- (2) その他やむを得ない理由があると認めたとき。

一部改正〔昭和51年条例27号・57年22号〕

(延滞利子)

第10条 被貸与者が正当な理由がなく修学奨励資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

[前項]

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日以後に定時制の課程の第 1 学年に入学した者(同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することになった者を含む。)に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 この条例は、昭和 49 年 4 月分の修学奨励資金の貸与から適用する。

附 則(昭和 51 年 10 月 19 日条例第 27 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日前に通信制の課程に入学し、引き続き在学する者については、適用しない。
  - 3 新条例第 3 条第 1 項の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日以後に定時制の課程の第 1 学年又は通信制の課程の第 1 年次に入学した者に対する昭和 51 年 4 月分以降の修学奨励資金の貸与について適用する。
  - 4 新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 51 年 4 月 1 日前に定時制の課程に入学し、引き続き在学する者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。
  - 5 この条例による改正前の高知県高等学校定時制課程修学奨励資金貸与条例の規定によってした修学奨励資金の貸与その他の行為は、新条例の規定によってしたものとみなす。

附 則(昭和 53 年 3 月 22 日条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条第 1 項の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日以後に定時制の課程の第 1 学年又は通信制の課程の第 1 年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。

- 3 改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、昭和53年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和55年4月1日以後に定時制の課程の第1学年又は通信制の課程の第1年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、昭和55年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年7月13日条例第22号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月18日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和62年4月1日以後に定時制の課程の第1学年又は通信制の課程の第1年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、昭和62年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月20日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日以後に定時制の課程の第1学年若しくは第1年次又は通信制の課程の第1年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、平成3年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成3年7月10日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月17日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日以後に定時制の課程の第1学年若しくは第1年次又は通信制の課程の第1年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、平成7年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日以後に定時制の課程の第1学年若しくは第1年次又は通信制の課程の第1年次に入学する者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、平成9年4月1日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び同日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在

学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に定時制の課程の第 1 学年若しくは第 1 年次又は通信制の課程の第 1 年次に入学する者及び施行日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び施行日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 60 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に定時制の課程の第 1 学年若しくは第 1 年次又は通信制の課程の第 1 年次に入学する者及び施行日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び施行日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に定時制の課程の第 1 学年若しくは第 1 年次又は通信制の課程の第 1 年次に入学する者及び施行日以後にこれらの者と

同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与について適用する。

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前に定時制の課程又は通信制の課程に入学した者及び施行日以後にこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者に対する修学奨励資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日条例第 26 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定(中略) 平成 16 年 4 月 1 日

(2) (略)

附 則(平成 19 年 10 月 16 日条例第 78 号)

この条例は、規則で定める日(平成 19 年規則第 137 号で、平成 19 年 12 月 26 日とする。)から施行する。